

新規告示対象物質		和訳案	汚染 分類 ()	係数
MEPC.2/Circ.23 の英名				
1	Offshore contaminated bulk liquid P	オフショア開発により汚染された液体	X	100,000
	Offshore contaminated bulk liquid S			
2	Hydrocarbon wax	炭化水素ワックス	X	25,000
3	Paraffin wax, semi-refined	中純度パラフィンワックス	X	25,000
4	2-Propenoic acid polymer with 4-(1,1-dimethylethyl)phenol, Formaldehyde, 2,5-Furandione, 2-Methyloxirane and oxirane (65% in Naphtha/Xylene)	アクリル酸、酸化エチレン、酸化プロピレン、四-ターシャリブチルフェノール、ホルムアルデヒド及び無水マレイン酸の共重合体のキシレン及びナフサを溶媒とする溶液（濃度が六十五重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
5	Tall oil acids reaction products with acrylic acid and diethylenetriamine in ethylene glycol	アクリル酸、ジエチレントリアミン及びトール油酸の反応生成物のエチレングリコール溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
6	Tall oil acids reaction products with triethanolamine	トリエタノールアミン及びトール油酸の反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
7	Thioglycolic acid	メルカプト酢酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	Y	1
8	Ethylene glycol (>85%)/sodium alkyl carboxylates mixture	アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	Z	0

9	Fish protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	魚類たんぱく質濃縮物（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）	Z	0
---	---	--------------------------------------	---	---

汚染分類：物質の有害性を評価したもので、X～Z類（有害性：X>Y>Z）、OS（有害でない物質）の4種類で評価される。